

## S1-02

### 災害の時代に人々の命と健康を守るために赤十字にできること

熊本赤十字病院 看護副部長

○東 智子

東日本大震災が起こった時、私は日本赤十字社本社看護部の看護管理・教育課に勤務していた。直ちに、本社内に災害救護実施対策本部が立ち上がり、私は「こころのケア班」のリーダーとして活動することとなった。所属の看護部では、石巻赤十字病院への助産師・看護師の派遣、石巻看護専門学校への看護教員の派遣、岩手県陸前高田市への「看護ケア班」の派遣という初めての試みを経験した。そして、これらの活動が終了した後に始めた「福島県いわき市に避難している浪江町民の方々への健康生活支援」は、災害から3年たった現在も継続して行っている。

これまで、日本赤十字社では発災直後の救護活動に力を入れてきた。しかし、東日本大震災や局地的な豪雨災害等を経験した今、これから起こり得る首都直下及び南海トラフ地震、突然に襲ってくる豪雨等において、被害を最小限にし、ひとりひとりの尊い命を守るためには、災害サイクルの全過程に積極的に関わっていく必要性を感じている。

今回のシンポジウムでは、シンポジストや会場の皆さんと共に、発災直後の緊急救援から復興を視野にいれた中長期的な支援、静穏期の防災教育・人材育成など、赤十字組織内外でどのように連携・協働し、人々の命と健康を守る活動ができるのかを考えたい。

## S1-03

### 日本赤十字社の災害医療と協働への道

伊豆赤十字病院 事務部長

○高桑 大介

【はじめに】阪神淡路大震災を契機として、「災害拠点病院」及び「日本版 DMAT」が具体化され、我が国の災害医療体制に対する考え方は一転した。また、東日本大震災では、超急性期から長期化する福島県原発避難者対応に至るまで DMAT に加えて日本医師会、日本看護協会をはじめとする多数の団体や NPO が災害医療活動に参加している。

【災害救助法】災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）において、救護班の編成と派遣は日本赤十字社の第一義的な使命であり、これまでも様々な災害における救護活動を実践してきた。

しかし、今後発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ大地震の被害想定から、もはや日本赤十字社の人的、物的リソースだけで対応することは不可能である。

【協働に向けて】広域災害、激甚災害への救護活動はもちろんのこと、局地災害や事故への対応も迅速化されるべきであり、いわゆる Network Centric Operation を駆使し、組織を超えた活動の連携により Preventable trauma death を防ぐという目的がある。

「日本 DMAT 活動要領」では、「日赤救護班は DMAT と協働して活動する。」とされたが、今日では JMAT、ドクターヘリ、DPAT、REMAT、IMAT 等目的や分野によってさまざまな医療チームが組織されていることから、協働活動のための共通言語や教育概念と各チームの相互理解が重要である。また、2006 年当初「日本赤十字社は日赤救護班要員全員に対し、厚生労働省が示す基準と同等の研修を行う」とされていたことから、現在の「全国赤十字救護班研修会」を開始した。

【課題】阪神淡路大震災における日赤救護班活動については、他機関との協力体制や情報共有が大きな課題となった。しかし、東日本大震災においては、共通概念による研修会を受講した救護班により、日赤内部はもとより他の医療チームとの協働活動が展開され、一定の評価を得ることができた。

今後は、「日赤救護班と DMAT との協働に係る計画の策定」や「日本赤十字社救護規則の見直し」を踏まえた体制作りが課題となっている。